

川崎市特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条に規定する特定事業主行動計画の策定及び計画の円滑な実施を図るため、川崎市特定事業主行動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川崎市特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定、推進及び公表に関する事項
- (2) その他行動計画の円滑な実施に必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務企画局人事部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務企画局人事部人事課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 第3条に規定する構成員のほか、委員長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会長及び部会員は、委員の中から、委員長が指名する。
- 3 部会長の職務については第4条第1項の規定を、部会の会議については前条の規定を、それぞれ準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画局人事部人事課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 員 名	職 名
委 員 長	総務企画局人事部長
副 委 員 長	総務企画局人事部人事課長
委 員	総務企画局総務部庶務課長
	総務企画局人事部労務厚生課長
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
	財政局財政部庶務課長
	市民文化局市民生活部庶務課長
	市民文化局人権・男女共同参画室担当課長
	経済労働局産業政策部庶務課長
	環境局総務部庶務課長
	健康福祉局総務部庶務課長
	こども未来局総務部庶務課長
	こども未来局総務部企画課長
	まちづくり局総務部庶務課長
	建設緑政局総務部庶務課長
	港湾局港湾振興部庶務課長
	臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部担当課長
	危機管理本部危機管理部担当課長
	会計室審査課長
	川崎区役所まちづくり推進部総務課長
	幸区役所まちづくり推進部総務課長
	中原区役所まちづくり推進部総務課長
	高津区役所まちづくり推進部総務課長
	宮前区役所まちづくり推進部総務課長
	多摩区役所まちづくり推進部総務課長
	麻生区役所まちづくり推進部総務課長
	市民オンブズマン事務局担当課長
	上下水道局総務部庶務課長
	交通局企画管理部庶務課長
	病院局総務部庶務課長
	消防局総務部人事課長
	教育委員会事務局総務部庶務課長
	教育委員会事務局職員部教職員人事課長
	選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長
	監査事務局行政監査課長
	人事委員会事務局調査課長
	人事委員会事務局任用課長
	議会局総務部庶務課長